

Table with 7 columns: 一、抽せん期日, 二、抽せん期日, 三、抽せん期日, 四、抽せん期日, 五、抽せん期日, 六、抽せん期日, 七、抽せん期日. Includes sections for 大蔵省告示第千八百五十五号, 大蔵省告示第千八百五十六号, 大蔵省告示第千八百五十七号, 大蔵省告示第千八百五十八号, 大蔵省告示第千八百五十九号.

Table with 7 columns: 一、抽せん期日, 二、抽せん期日, 三、抽せん期日, 四、抽せん期日, 五、抽せん期日, 六、抽せん期日, 七、抽せん期日. Includes sections for 大蔵省告示第千八百六十号, 大蔵省告示第千八百六十一号, 厚生省告示第百七十七号, 厚生省告示第百七十八号, 厚生省告示第百七十九号, 農林省告示第四百四十一号, 農林省告示第四百四十二号, 農林省告示第四百四十三号, 農林省告示第四百四十四号.

Table containing administrative notices, appointments, and salary information. Includes sections for '叙任及び辞令' (Appointments and Orders) and '職別別賃金基本月額正額表' (Table of Basic Monthly Salary by Position).

Table containing administrative notices, appointments, and salary information. Includes sections for '郵政省告示第四百七十八号' (Ministry Order No. 478), '郵政省告示第四百七十九号' (Ministry Order No. 479), and '職別別賃金基本月額正額表' (Table of Basic Monthly Salary by Position).

皇室事項

九級二号係を命ずる(十一月十六日)
同日 遠藤 清一
同日 依り本官を免する(十一月三十日)

官庁事項

通商産業事務官に任命する
通商産業事務官 竹石登三郎
同日 依り本官を免する(十一月十五日)

通商産業事務官 須藤 和章
同日 依り本官を免する(十一月三十日)
通商産業事務官 斎藤 太一
工業技術庁へ出向を命ずる(十二月一日)

人事院公告

○4級職国家公務員(北海道地区)採用試験公告

昭和26年12月6日
人事院札幌地方事務所
札幌市北二条西7丁目
この試験は、昭和27年度採用の北海道地区に所在する官庁に勤務する4級職国家公務員の採用試験です。

Table with 2 columns: 昭和二十六年十一月二十八日以後の日本標準規格, 臨時日本標準規格. Lists various materials and their specifications.

2 受験資格
(1)学歴 學歴は問いませんが、新制高等学校卒業程度の学力を要します。
(2)年齢 昭和27年8月31日現在で満18才以上満24才未満の者(昭和3年4月2日から昭和9年4月1日まで)に生れた者)
(3)性別 男子の別は問いません。ただし、郵政職員訓練所研修生は男子に限ります。

5 試験の日時・方法および発表
試験は第1次試験・第2次試験および身上調査とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対し行います。
(1)第1次試験
(1)日時・場所 試験地に於て昭和27年1月13日または15日のいづれか一日に行います。

4 試験地
(1)第1次試験地
札幌市・札幌市・札幌市・岩見沢市・室蘭市・苫小牧市・留萌市・旭川市・稚内市・帯広市・釧路市・北見市
(2)第2次試験地
札幌市・札幌市・旭川市・釧路市・北見市

6 申込の方法
(1)申込用紙請求先 申込用紙は人事院札幌地方事務所または第1次試験の普通郵便局において交付されます。
(2)申込先 申込用紙を同封して送つて下さい。人事院札幌地方事務所提出のうえ、受験票を受けとつて下さい。

この試験は昭和27年度採用の東北地区(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)に所在する官庁に勤務する4級職国家公務員の採用試験です。この試験に合格した者は、それぞれの4級職の国家公務員採用試験合格通知書に記載されたうえ、上記の東北地区に所在する官庁からの請求に応じて、試験の受験となる官職(試験区分)および職務内容(職務内容)を決定します。

7 採用候補者名簿の作成、採用の経路および編入
(1)採用候補者名簿はそれぞれその試験区分について下記のとおり作成されます。
(2)採用の経路は、それぞれその試験区分について下記のとおり作成されます。

この試験は昭和27年度採用の東北地区(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)に所在する官庁に勤務する4級職国家公務員の採用試験です。この試験に合格した者は、それぞれの4級職の国家公務員採用試験合格通知書に記載されたうえ、上記の東北地区に所在する官庁からの請求に応じて、試験の受験となる官職(試験区分)および職務内容(職務内容)を決定します。

電気通信技術補助職員 d 機械技術補助職員 e 土木技術補助職員 f 建築技術補助職員 g 畜産技術補助職員 h 畜産技術補助職員 j 水産技術補助職員

中留名簿は、e 電気通信技術補助職員、d 機械技術補助職員、e 土木技術補助職員、f 建築技術補助職員、g 畜産技術補助職員、h 畜産技術補助職員、j 水産技術補助職員または、また水産技術補助職員を受験した場合には、それらの試験区分について作成された名簿のうち志望する1種類の試験に記載される。名簿に記載された試験区分は、採用官庁からの請求に応じて人事院広島地方事務所から試験日に推薦される。その中から採用者が決定される。

②申込締切後は、名簿の種類について志望の変更を認めません。その際職務内容については郵政職員訓練所研修生は、短期間の研修を受けるものもありません。また将来は昇任試験を受ける機会も限られ、実力次第で昇進する道が開けておられます。また将来は昇任試験は原則として4級1号～8号(4,600円～4,900円)で、このほか扶養家族があれば扶養手当が、勤務地によっては本俸と扶養手当に一定率を乗じた勤務地手当が別途給付として支給されます。

③採用決定後は、名簿の種類について志望の変更は認めません。その際職務内容については郵政職員訓練所研修生は、短期間の研修を受けるものもありません。また将来は昇任試験を受ける機会も限られ、実力次第で昇進する道が開けておられます。また将来は昇任試験は原則として4級1号～8号(4,600円～4,900円)で、このほか扶養家族があれば扶養手当が、勤務地によっては本俸と扶養手当に一定率を乗じた勤務地手当が別途給付として支給されます。

④採用候補者名簿は原則として1カ年有効で、その間官庁からの請求に応じてそのついで推薦されることとなります。なお、この試験において、2種以上の名簿に記載されている場合も1種の名簿からの採用が決定すれば他の名簿からは別除されることとなります。下記の4級職留名の各種国家公務員の採用は、この試験とは別に人事院または所管の各省庁でそれぞれ試験または選考によつて行われます。

(1)警察官、刑務官、海上保安官補、海外事務職員、守衛、自動車運転手、電話交換手、タイピスト、速記記録をする職員、昇格機操手、乗艇士、無線通信士その他法令によつて定められた免状を必要とする職員、肉体的または機能的労働に服する人夫・作業員その他これらに類する職員、通信外務職員

(2)人事院広島地方事務所長の認めるもの

備考

(1)この試験は、県庁市町村役場等に勤務する地方公務員の採用試験ではありませんから注意してください。

(2)非常勤職員として官庁に勤務している職員であつてもこの試験の対象となつていない官職に任用される場合は、この試験の結果にもよつて行われます。

(3)本年度においては国税庁税務講習所普通科研修生の採用試験は別に行いませんから、国税庁税務講習所普通科研修生を志望する者はこの試験の一般事務補助職員を受験してください。

(4)郵政職員訓練所研修生については、研修期間中は寄宿舎に入ることになります。

(5)詳細は人事院広島地方事務所(高松市天神前105)にお問い合せください。

②申込先 申込用紙1部(2枚綴)に必要事項を記入し、人事院高松地方事務所に出す。受験料を受けとつてください。申込用紙の裏には4級職留国家公務員(四国地区)受験と朱書きし、10円切手を貼つた後、郵政職員訓練所(高松市天神前)まで送ってください。

③受験料 最近撮影の写実1葉(6×6センチ、横8センチ)を1枚貼付して受験当日持参してください。写真のない場合は受験できません。

④受付期間 昭和26年12月7日(金)から12月24日(月)午後5時まで(試験時間内)郵送の場合12月24日(月)午後5時までの書信に限り受け付けます。

⑤採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

1 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

2 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

3 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

4 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

5 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

6 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

7 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

8 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

9 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

10 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

11 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

12 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

13 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

14 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

15 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

16 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

17 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

18 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

19 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

20 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

21 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

22 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

23 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

24 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

25 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

26 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

27 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

28 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

29 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

30 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

31 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

32 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

33 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

34 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

35 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

36 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

37 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

38 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

39 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

40 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

41 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

42 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

43 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

44 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

45 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

46 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

47 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

48 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

49 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

50 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

51 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

52 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

53 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

54 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

55 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

56 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

57 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

58 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

59 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

60 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

61 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

62 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

63 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

64 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

65 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

66 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

67 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

68 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

69 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

70 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

71 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

72 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

73 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

74 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

75 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

76 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

77 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

78 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

79 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

80 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

81 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

82 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

83 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

84 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

85 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

86 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

87 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

88 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

89 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

90 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

91 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

92 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

93 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

94 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

95 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

96 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

97 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

98 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

99 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

100 採用候補者名簿は、その作成の採択および試験

④4級職国家公務員(九州地区)採用試験公告

昭和26年12月6日
人事院福岡地方事務所
福岡市長浜町3-25

この試験は、昭和27年度採用の九州地区(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島)に所在する官庁に勤務する4級職国家公務員の採用試験です。この試験に合格した者は、それらの4級職の国家公務員採用候補者名簿に記載されたうえ、上記の九州地区に所在する官庁からの請求に応じて、人事院福岡地方事務所から試験日に推薦されることとなります。

1 試験の対象となる官職・試験区分および職務内容

(1)試験の対象となる官職

九州地区(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)の4級職の官職。ただし、第8項に掲げるものを除きます。

(2)試験区分および職務内容

a 一般事務補助職員 一般的な書写的業務またはその補助業務で職務を遂行するために特別な技能・訓練・専門知識または特別知識を必要としない業務に従事します。

b 郵政職員訓練所研修生 郵政職員訓練所研修生(福岡県入女郡阿蘇山村)に入所し約6カ月間一般科内務事務に従事します。ただし、訓練所の收容能力の都合上ただちに4級職職員として上記の事務に従事することもありません。

2 受験資格

(1)学歴 学歴は問いませんが、新制高等学校卒業程度の学力を要します。

(2)年齢 昭和27年1月1日までに生れた者(昭和27年4月1日までに生れた者)

(3)性別 男女の別は問いませんが、この試験を受験することはできません。

(4)日本の国籍を有しない者

(5)日本国籍を有しない者

(6)日本国籍を有しない者

(7)日本国籍を有しない者

(8)日本国籍を有しない者

(9)日本国籍を有しない者

(10)日本国籍を有しない者

(11)日本国籍を有しない者

(12)日本国籍を有しない者

(13)日本国籍を有しない者

(14)日本国籍を有しない者

(15)日本国籍を有しない者

(16)日本国籍を有しない者

(17)日本国籍を有しない者

(18)日本国籍を有しない者

(19)日本国籍を有しない者

(20)日本国籍を有しない者

(21)日本国籍を有しない者

(22)日本国籍を有しない者

(23)日本国籍を有しない者

(24)日本国籍を有しない者

(25)日本国籍を有しない者

(26)日本国籍を有しない者

(27)日本国籍を有しない者

(28)日本国籍を有しない者

(29)日本国籍を有しない者

(30)日本国籍を有しない者

(31)日本国籍を有しない者

(32)日本国籍を有しない者

(33)日本国籍を有しない者

(34)日本国籍を有しない者

(35)日本国籍を有しない者

(36)日本国籍を有しない者

(37)日本国籍を有しない者

(38)日本国籍を有しない者

(39)日本国籍を有しない者

(40)日本国籍を有しない者

(41)日本国籍を有しない者

(42)日本国籍を有しない者

(43)日本国籍を有しない者

(44)日本国籍を有しない者

(45)日本国籍を有しない者

(46)日本国籍を有しない者

(47)日本国籍を有しない者

(48)日本国籍を有しない者

(49)日本国籍を有しない者

(50)日本国籍を有しない者

(51)日本国籍を有しない者

(52)日本国籍を有しない者

(53)日本国籍を有しない者

(54)日本国籍を有しない者

(55)日本国籍を有しない者

(56)日本国籍を有しない者

(57)日本国籍を有しない者

(58)日本国籍を有しない者

(59)日本国籍を有しない者

(60)日本国籍を有しない者

(61)日本国籍を有しない者

(62)日本国籍を有しない者

(63)日本国籍を有しない者

(64)日本国籍を有しない者

(65)日本国籍を有しない者

(66)日本国籍を有しない者

(67)日本国籍を有しない者

(68)日本国籍を有しない者

(69)日本国籍を有しない者

(70)日本国籍を有しない者

(71)日本国籍を有しない者

(72)日本国籍を有しない者

(73)日本国籍を有しない者

(74)日本国籍を有しない者

(75)日本国籍を有しない者

(76)日本国籍を有しない者

(77)日本国籍を有しない者

(78)日本国籍を有しない者

(79)日本国籍を有しない者

(80)日本国籍を有しない者

(81)日本国籍を有しない者

(82)日本国籍を有しない者

(83)日本国籍を有しない者

(84)日本国籍を有しない者

(85)日本国籍を有しない者

(86)日本国籍を有しない者

(87)日本国籍を有しない者

(88)日本国籍を有しない者

(89)日本国籍を有しない者

(90)日本国籍を有しない者

(91)日本国籍を有しない者

(92)日本国籍を有しない者

(93)日本国籍を有しない者

(94)日本国籍を有しない者

(95)日本国籍を有しない者

(96)日本国籍を有しない者

(97)日本国籍を有しない者

(98)日本国籍を有しない者

(99)日本国籍を有しない者

(100)日本国籍を有しない者

④4級職国家公務員(九州地区)採用試験公告

昭和26年12月6日
人事院福岡地方事務所
福岡市長浜町3-25

この試験は、昭和27年度採用の九州地区(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島)に所在する官庁に勤務する4級職国家公務員の採用試験です。この試験に合格した者は、それらの4級職の国家公務員採用候補者名簿に記載されたうえ、上記の九州地区に所在する官庁からの請求に応じて、人事院福岡地方事務所から試験日に推薦されることとなります。

1 試験の対象となる官職・試験区分および職務内容

(1)試験の対象となる官職

九州地区(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)の4級職の官職。ただし、第8項に掲げるものを除きます。

(2)試験区分および職務内容

a 一般事務補助職員 一般的な書写的業務またはその補助業務で職務を遂行するために特別な技能・訓練・専門知識または特別知識を必要としない業務に従事します。

b 郵政職員訓練所研修生 郵政職員訓練所研修生(福岡県入女郡阿蘇山村)に入所し約6カ月間一般科内務事務に従事します。ただし、訓練所の收容能力の都合上ただちに4級職職員として上記の事務に従事することもありません。

2 受験資格

(1)学歴 学歴は問いませんが、新制高等学校卒業程度の学力を要します。

(2)年齢 昭和27年1月1日までに生れた者(昭和27年4月1日までに生れた者)

(3)性別 男女の別は問いませんが、この試験を受験することはできません。

(4)日本の国籍を有しない者

(5)日本国籍を有しない者

(6)日本国籍を有しない者

(7)日本国籍を有しない者

(8)日本国籍を有しない者

(9)日本国籍を有しない者

(10)日本国籍を有しない者

(11)日本国籍を有しない者

(12)日本国籍を有しない者

(13)日本国籍を有しない者

(14)日本国籍を有しない者

(15)日本国籍を有しない者

(16)日本国籍を有しない者

(17)日本国籍を有しない者

(18)日本国籍を有しない者

(19)日本国籍を有しない者

(20)日本国籍を有しない者

(21)日本国籍を有しない者

(22)日本国籍を有しない者

(23)日本国籍を有しない者

(24)日本国籍を有しない者

(25)日本国籍を有しない者

(26)日本国籍を有しない者

(27)日本国籍を有しない者

(28)日本国籍を有しない者

(29)日本国籍を有しない者

(30)日本国籍を有しない者

(31)日本国籍を有しない者

(32)日本国籍を有しない者

(33)日本国籍を有しない者

(34)日本国籍を有しない者

(35)日本国籍を有しない者

(36)日本国籍を有しない者

(37)日本国籍を有しない者

(38)日本国籍を有しない者

(39)日本国籍を有しない者

(40)日本国籍を有しない者

(41)日本国籍を有しない者

(42)日本国籍を有しない者

(43)日本国籍を有しない者

(44)日本国籍を有しない者

(45)日本国籍を有しない者

(46)日本国籍を有しない者

(47)日本国籍を有しない者

(48)日本国籍を有しない者

(49)日本国籍を有しない者

(50)日本国籍を有しない者

(51)日本国籍を有しない者

(52)日本国籍を有しない者

(53)日本国籍を有しない者

(54)日本国籍を有しない者

(55)日本国籍を有しない者

(56)日本国籍を有しない者

(57)日本国籍を有しない者

(58)日本国籍を有しない者

(59)日本国籍を有しない者

(60)日本国籍を有しない者

(61)日本国籍を有しない者

(62)日本国籍を有しない者

(63)日本国籍を有しない者

(64)日本国籍を有しない者

(65)日本国籍を有しない者

(66)日本国籍を有しない者

(67)日本国籍を有しない者

(68)日本国籍を有しない者

(69)日本国籍を有しない者

(70)日本国籍を有しない者

(71)日本国籍を有しない者

(72)日本国籍を有しない者

(73)日本国籍を有しない者

(74)日本国籍を有しない者

(75)日本国籍を有しない者

(76)日本国籍を有しない者

(77)日本国籍を有しない者

(78)日本国籍を有しない者

(79)日本国籍を有しない者

(80)日本国籍を有しない者

(81)日本国籍を有しない者

(82)日本国籍を有しない者

(83)日本国籍を有しない者

(84)日本国籍を有しない者

(85)日本国籍を有しない者

(86)日本国籍を有しない者

(87)日本国籍を有しない者

(88)日本国籍を有しない者

(89)日本国籍を有しない者

(90)日本国籍を有しない者

(91)日本国籍を有しない者

(92)日本国籍を有しない者

(93)日本国籍を有しない者

(94)日本国籍を有しない者

(95)日本国籍を有しない者

(96)日本国籍を有しない者

(97)日本国籍を有しない者

(98)日本国籍を有しない者

(99)日本国籍を有しない者

(100)日本国籍を有しない者

113 昭和26年12月6日 木曜日

官 報

第7474号

Table with columns for project number, location, and details. Includes entries like '放一六 江東区南砂町四丁目' and '放一八 江東区南砂町二丁目'.

昭和26年12月6日 木曜日

官 報

第7474号 112

Table with columns for project number, location, and details. Includes entries like '環八ノ一 大田区大森' and '環八ノ二 大田区羽田'.

Table with columns for project number, location, and details. Includes entries like '指一四 八王子市内' and '指一五 八王子市内'.

Table with columns for project number, location, and details. Includes entries like '指一四 小松川区東' and '指一五 小松川区西'.

Table with multiple columns listing project details, including location (e.g., 砂町, 芝浦), project name, and numerical values. Includes a section for '四、事業の実施' (Implementation of the project).

Table with multiple columns listing project details, including location (e.g., 練馬区小竹町, 北區淵岩町), project name, and numerical values.

Table with multiple columns listing project details, including location (e.g., 葛飾区本郷四丁目, 葛飾区新郷二丁目), project name, and numerical values.

Table with multiple columns listing project details, including location (e.g., 豊島区池袋, 北区王子), project name, and numerical values.

Table with multiple columns listing project details, including location (e.g., 練馬区小竹町, 北區淵岩町), project name, and numerical values.

Table with multiple columns listing project details, including location (e.g., 葛飾区本郷四丁目, 葛飾区新郷二丁目), project name, and numerical values.

Vertical text on the right side of the bottom section, likely providing additional information or a summary related to the project details.

第 7474 号

昭和26年12月6日 木曜日 官 報 第7474号 116

二、同右	湯島発電所の出力を二四KWに増加する。	右終了後	同右
三、同右	大淀川第一発電所に三、〇〇〇KVAの変圧器三台を増設し、鷹尾発電所の出力を六、四六四KVAに増加し、右発電所と変電所の間に送電線一回線を新設する。	右終了後	同右
四、同右	菊地川第三発電所に二、五〇〇KVAの変圧器三台を新設する。	右終了後	同右
五、同右	山鹿変電所の出力を二、六〇〇KVAに増加する。	右終了後	同右
六、同右	高附発電所の水車を二二四KWに、発電機を二〇〇KVAに増加する。	右終了後	同右
七、同右	広渡川発電所に一五〇KVAの変圧器三台を新設する。	右終了後	同右
八、同右	福岡県八女郡忠見村に出力三、〇〇〇KVAを忠見変電所を新設する。	右終了後	同右
九、同右	戸畑変電所の出力を一五、〇〇〇KVAに減少する。	右終了後	同右
十、同右	新宮変電所の出力を一、七三〇KVAに増加する。	右終了後	同右
十一、同右	福岡変電所の出力を三、〇〇〇KVAに増加する。	右終了後	同右
十二、同右	早岐変電所の出力を三、〇〇〇KVAに増加する。	右終了後	同右
十三、同右	江川変電所の出力を四、七三〇KVAに増加する。	右終了後	同右
十四、同右	大村変電所の出力を四、五〇〇KVAに増加する。	右終了後	同右
十五、同右	多良木変電所の出力を一、七三〇KVAに増加する。	右終了後	同右
十六、同右	八代変電所の出力を一四、二〇〇KVAに増加する。	右終了後	同右
十七、同右	大分変電所の出力を七、一〇〇KVAに増加する。	右終了後	同右
十八、同右	滝尾変電所の出力を一八、〇〇〇KVAに増加する。	右終了後	同右
十九、同右	延岡変電所の出力を四、七三〇KVAに増加する。	右終了後	同右
二十、同右	折口変電所の出力を三、〇〇〇KVAに増加する。	右終了後	同右
二十一、同右	小城変電所の出力を六、〇〇〇KVAに増加する。	右終了後	同右
二十二、同右	宇島八屋線の一回路を撤去する。	右終了後	同右
二十三、同右	新開線第四号鉄塔と横須分岐塔の間の送電線路の一回路を撤去する。	右終了後	同右
二十四、同右	波佐見分岐線及び諺早小栗線を廃止する。	右終了後	同右
二十五、同右	赤池分岐線を廃止する。	右終了後	同右

日本銀行公告

日本銀行営業毎旬報告 (昭和二十六年十一月三十日) 資産の部 千円

現金	八六四、三三四
割引手形	五、九四四、三三五
貸付金	一六九、六二七、三三八
外国貸付金	一三三、九七九、〇三六
政府貸付金	四二、二四二、九五五
国債	八三、九六九、六四六
金地金	五〇、二八七

明治三十五年第三種郵便物認可 三月三十一日 号外 十一月二十四日付第九十九号(その四)一六頁 同三十日付家会第二十号二〇頁 十二月六日付物価第四十九号四頁

公務員講座

四級職(事務補)試験は一月十五日か施行!

☆誰でも受験できる採用試験

☆昇任試験にも最適の指導書

就職の近道は官界!

人事院が施行する四級職および五、六級職試験、警察官試験、地方庁が施行する地方公務員試験に合格すること、就職の近道であり、成功への門出であります。それは、本邦唯一の指導講座である本講座に学ばれることが、一番確実な準備の方法であることをおすしめ致します。

今が入会の絶好機会! 速成科は全巻完成す 急速準備に最適です

廿四切手送 九は学則及 試験公告呈

東京 都 澁谷 区内 総田 財団法人 日本法制学会 旧称 日本通信大学法制学会

内国為替集中決	二〇、七五、三八九
代理店勘定	一、九七四、六二八
雑勘定	三七、七九六、八四二
負債の部	五四、一七五、七六二
発行銀行券	四三、三三〇、三三七
金融機関預金	四、一七九、九一三
政府預金	六〇、六二七、九一三
其他預金	三、九五四、一六二

会社その他の公告

債権申出公告(第一回)

昭和二十六年十一月十日株主総会の決議により当会社解散したるに付債権者各位は第一回公告の日から二箇月以内の期間内に申出なきときは其の債権は清算より除外せらるべく商法第四百

内国為替集中決	一八、一三八、一〇一
準備預金	七三、四七、七四六
雑勘定	二、四四三、四四八
積立金	一〇〇、〇〇〇
日本銀行券計	二、六三〇、二五六
日本平均発行高	五四、一九七、七六二
昭和二十六年十二月四日	四一、八四九、二六六

二十一條及民法第七十九條により右公告します。

昭和二十六年十二月三日

堺市大野芝町一六一

代表清算人 大阪協和物産株式会社 森井幸之吉

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十一月二十五日株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられたる方は第一回公告掲載の日より二箇月以内の御申出下さい。若し右期間内に御申出がない時は清算より除外いたします。

昭和二十六年十二月六日

横濱市中区真砂町四丁目四十三番地

代表清算人 三石孝之

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年六月五日臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられたる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内の御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除外致します。

昭和二十六年十二月六日

東京都千代田区神田三崎町二丁目十六番地

株式会社モダンロマンス社 清算人 河野 善博

合併公告

昭和二十六年十二月五日開催の臨時株主総会に於いて下記会社は合併して甲は存続し、乙は解散することに決議致しましたから右合併に異議ある方は本公告掲載の日より二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十二月六日

東京都千代田区丸の内二丁目二番地 甲 日印通商株式会社

大阪府東区瓦町一丁目三番地 乙 東亜鐘石株式会社

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十一月二十日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有せられたる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。

右期間中に御申出のない時は清算から除外致します。

昭和二十六年十一月三十日

大阪府北区天満橋筋一丁目五三

清算人 永井 賢治

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十一月二十日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有せられたる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。

右期間中に御申出のない時は清算から除外致します。

昭和二十六年十一月三十日

大阪府東区安土町四丁目三十七番地 山内ゴム株式会社

清算人 山内 次郎

定額 一ヶ月 二百四十円 九割 送料 郵券 公費 八割 送料 郵券 公費 七割 送料 郵券 公費 六割 送料 郵券 公費 五割 送料 郵券 公費 四割 送料 郵券 公費 三割 送料 郵券 公費 二割 送料 郵券 公費 一割 送料 郵券 公費

号外(物価第四十九号)

官報

目次

- 砂糖の販売価格の統制額指定の件の一部改正 一頁
- 清酒及び合成清酒の販売価格の統制額指定の件の一部改正 二頁
- 焼酎及びびりんの販売価格の統制額指定の件の一部改正 二頁
- ビールの販売価格の統制額指定の件の一部改正 二頁
- 酒類の表示様式等指定に関する件の一部改正 三頁

告示

●物価庁告示第九十四号
昭和二十六年四月十四日物価庁告示第九十一号(砂糖の販売価格の統制額指定の件)の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十二月六日
物価庁長官 周東 英雄

二の附記(イ)の次に左の一項を加える。
(イ)この表の統制額は、昭和二十六年六月三十日物価第二一六六号の三及び本告示一の附記(ロ)の規定による統制額のない砂糖を原料として製造した氷砂糖には適用しない。
●物価庁告示第九十五号
昭和二十五年四月一日物価庁告示第二百八十号(清酒及び合成清酒の販売価格の統制額指定の件)の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十二月六日
物価庁長官 周東 英雄

第一 統制額表

一、自由販売酒販売価格の統制額 (一)量り売り

種類及び級別	成分規格		製造者販売価格の統制額(一升につき)	卸売業者販売価格の統制額(一升につき)	小売業者販売価格の統制額(一合につき)
	アルコール分	原エキス分			
清酒 特級	度以上	度以上	九八三・〇〇	九八三・〇〇	九八三・〇〇
清酒 第一級	度以上	度以上	七七八・〇〇	七七八・〇〇	七七八・〇〇
清酒 第二級	度以上	度以上	四八八・〇〇	四八八・〇〇	四八八・〇〇
合成清酒 第一級	度以上	度以上	四三三・五〇	四三三・五〇	四三三・五〇
合成清酒 第二級	度以上	度以上	三〇四・八〇	三〇四・八〇	三〇四・八〇
清酒 特級	度以上	度以上	九八三・〇〇	九八三・〇〇	九八三・〇〇
清酒 第一級	度以上	度以上	七七八・〇〇	七七八・〇〇	七七八・〇〇
清酒 第二級	度以上	度以上	四八八・〇〇	四八八・〇〇	四八八・〇〇
合成清酒 第一級	度以上	度以上	四三三・五〇	四三三・五〇	四三三・五〇
合成清酒 第二級	度以上	度以上	三〇四・八〇	三〇四・八〇	三〇四・八〇

(四) 四合入びん詰品

種類及び級別	成分規格		製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
	アルコール分	原エキス分			
清酒 特級	度以上	度以上	二〇八・九〇	二〇八・九〇	二〇八・九〇
清酒 第一級	度以上	度以上	一四三・九〇	一四三・九〇	一四三・九〇
清酒 第二級	度以上	度以上	一三三・三〇	一三三・三〇	一三三・三〇
合成清酒 第一級	度以上	度以上	一三三・三〇	一三三・三〇	一三三・三〇
合成清酒 第二級	度以上	度以上	一〇三・五〇	一〇三・五〇	一〇三・五〇

(三) 三合入びん詰品

種類及び級別	成分規格		製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
	アルコール分	原エキス分			
清酒 特級	度以上	度以上	一五八・三〇	一五八・三〇	一五八・三〇
清酒 第一級	度以上	度以上	一〇三・五〇	一〇三・五〇	一〇三・五〇
清酒 第二級	度以上	度以上	八〇・七〇	八〇・七〇	八〇・七〇
合成清酒 第一級	度以上	度以上	八〇・七〇	八〇・七〇	八〇・七〇
合成清酒 第二級	度以上	度以上	六六・二〇	六六・二〇	六六・二〇

(二) 配給酒

種類及び級別	成分規格		製造者販売価格の統制額	卸売業者販売価格の統制額	小売業者販売価格の統制額
	アルコール分	原エキス分			
清酒 特級	度以上	度以上	四九五・一〇	四九五・一〇	四九五・一〇
清酒 第一級	度以上	度以上	三三三・五〇	三三三・五〇	三三三・五〇
清酒 第二級	度以上	度以上	二二八・五〇	二二八・五〇	二二八・五〇
合成清酒 第一級	度以上	度以上	二二八・五〇	二二八・五〇	二二八・五〇
合成清酒 第二級	度以上	度以上	一六五・五〇	一六五・五〇	一六五・五〇

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

Table of prices for various goods including alcohol (焼酎, 酒粕) and other items. Columns include category, specifications, and price.

物価庁告示第百九十九号
昭和二十五年四月一日物価庁告示第百九十九号(ビール)の販売価格の統制額指定の件の一部を次のように改正する。
第一 統制額表
一、自由販売酒類販売価格の統制額
区 分 単 位
ビール大びん詰品 一本につき 一七〇〇
ビール小びん詰品 一リットルにつき 一七〇〇
...

Table of prices for various goods including alcohol (焼酎, 酒粕) and other items. Columns include category, specifications, and price.

物価庁告示第百九十九号
昭和二十五年四月一日物価庁告示第百九十九号(焼酎)及び味りんの販売価格の統制額指定の件の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十二月六日
第一 統制額表
一、自由販売酒類販売価格の統制額
区 分 単 位
焼酎(第一級) 一斗 二六八〇
焼酎(第二級) 一斗 二六八〇
...

物価号外

裁判所公告(印は新料色)

○失踪に関する届出の催告

昭和二十六年(家)第一〇一六号

本籍広島県豊田郡幸崎町大字久和喜二千八百五十八番地、最後の住所東京都中央区月島東仲通九丁目四番地 不在者 田坂 剛二

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月十九日午前十時迄に当家庭裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしないと失踪宣告を受けることになり、又不在者の生死を知つて居る方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月十九日 東京家庭裁判所

昭和二十六年(家)第二四一九号

本籍東京都中野区本町通五丁目三十九番地、最後の住所東京市中野西町三千七百五十六番地 不在者 大和田六三郎

右の不在者に対し申立人から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月二十五日午前十時迄に当家庭裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしないと失踪宣告を受けることになり、又不在者の生死を知つて居る方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月二十四日 東京家庭裁判所

昭和二十六年(家)第二六八二号

本籍栃木県上野郡北原村大字横山二百七十九番地六、最後の住所和歌山県和歌山市木町一番地 不在者 宮本 さと

右の不在者に対し栃木県上野郡北原村大字横山二百七十九番地六宮本盛一より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月二十五日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないと失踪宣告を受けることになり、又右不在者の生死を知つて居る方も右期日迄にその届出をされたい。

昭和二十六年十一月二十二日 宇都宮家庭裁判所

昭和二十六年(家)第一四八号

住所群馬県市末町三丁目千四百四十五番地 申立人 松村 みの

右の不在者に対し申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月一日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになり、又不在者の生死を知つて居る方も右期日迄にその届出をされたい。

昭和二十六年十一月二十日 前橋家庭裁判所桐生支部

昭和二十六年(家)第三五四号

住所群馬県桐生市織姫町千二百五十番地の一 申立人 小林 潔

右の不在者に対し申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月一日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになり、又不在者の生死を知つて居る方も右期日迄にその届出をされたい。

昭和二十六年十一月十日 前橋家庭裁判所桐生支部

昭和二十六年(家)第六九五号

住所群馬県利根郡利南村大字横塚千三百五十二番地 申立人 小野四十四郎

右の不在者に対し申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月三十日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないと失踪の宣告を受けることになり、又不在者の生死を知つて居る方も右期日迄にその届出をされたい。

昭和二十六年十一月十日 前橋家庭裁判所沼田支部

昭和二十六年(家)第三六二五号

中浦原郡本村大字論瀬千二百五十七番地 申立人 土田 茂

右の不在者に対し利害関係人土田茂より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年八月二十日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになり、又不在者の生死を知つて居る方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月二十二日 新潟家庭裁判所

昭和二十六年(家)第四二一七号

本籍大阪府浪速区北日東町三十二番地、最後の住所同市西区本田通三丁目四十四番地 不在者 京極繁治郎

右の不在者に対し神戸市兵庫区和田山通一丁目六番地山岡組と二本柳要吉方京極繁治郎から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月二十五日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになり、又不在者の生死を知つて居る方は右の期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月二十二日 大阪家庭裁判所

昭和二十六年(家)第一四八二号

本籍大阪府西成区九條南通三丁目二百三十六番地、最後の住所大阪府堺市甲斐之町西四丁十八番地 不在者 池永次三郎

右の不在者に対しその子である申立人池永志奈子から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月三十日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになり、又その

不在者の生死を知つて居る方は右の期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月二十一日 大阪家庭裁判所堺支部

昭和二十六年(家)第七六三三号

本籍並びに住所知多郡常滑町字荒子十五番地 申立人 亀岡 やま

右の不在者に対し申立人亀岡やまから失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月二十七日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしないと失踪の宣告を受けることになり、又不在者の生死を知つて居る方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月二十七日 名古屋家庭裁判所半田支部

昭和二十六年(家)第四八六号

本籍並びに住所知多郡武生市有明町三十五番地 申立人 清水 和祐

右の不在者に対し申立人清水和祐の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月二十五日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないと失踪の宣告を受けることになり、又不在者の生死を知つて居る方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十月二十五日 福井家庭裁判所武生支部

昭和二十六年(家)第一四八二号

本籍及び住所広島市草津南町九百四十一番地 申立人 可部 ケイ

右の不在者に対し申立人可部ケイの申立があつたから不在者は昭和二十七年七月十一日午前十一時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになり、又不在者の生死を知つて居る方も右期日迄にその届出をされたい。

昭和二十六年十一月十三日 広島家庭裁判所

昭和二十六年(家)第一二七二号

本籍並びに住所知多郡常滑町字荒子十五番地 申立人 入江 タマ

右の不在者に対し利害関係人福岡市伊崎浦百二十二番地入江カツから失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月十日午前十時迄に当家庭裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないと失踪の宣告を受けることになり、又不在者の生死を知つて居る方は右期日迄にその届出をせられたい。

昭和二十六年十一月二十四日 福岡家庭裁判所

昭和二十六年(家)第一〇二四号

本籍並びに住所知多郡本郷玉名郡花鏡村大字用木千八百四十五番地 不在者 多賀 二

右の不在者に対し利害関係人多賀零時から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月二十日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をして下さい。若しその届出をしないと失踪の宣告を受けることになり、又不在者の生死を知つて居る方は右期日迄にその届出をして下さい。

昭和二十六年十一月二十日 熊本家庭裁判所玉名支部

昭和二十六年(家)第一〇二四号

本籍並びに住所知多郡手島一関市字裏下街十六番地の一 鈴木 達雄

右の不在者に対し利害関係人熊谷敏子より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月二十日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないと失踪の宣告を受ける事になる。又不在者の生死を知つて居る方も右期日迄にその届出をされたい。

昭和二十六年十一月二十日 盛岡家庭裁判所一関支部

定価 一部 三円 三行 印刷 行 電話九段五三三 官報 振替東京五〇〇

明治三十五年第三種郵便物認可 三月三十一日